

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

令和5年3月9日 開会 10時00分 閉会 11時18分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

多賀信祥 上野安是 荒木謙二 三宅文雄
佐藤豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	市民生活部長	久安伸明
健康福祉部長	沖津幸弘	市民生活部次長	藤井清志
健康福祉部次長	片井啓介	健康福祉部参与	谷本充浩
芳井支所長	梶井克也	美星支所長	藤井義信
市民活動推進課長	毛利恵子	子育て支援課長	片山恭一
健康医療課長	中新純史	環境企画課長	朝原博幸
健康福祉部参事	川上益史	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	病院事務部事務長	亀田博行
病院総務課長	松山昌史	総務課長補佐	西本晴雄
福祉課長補佐	藤田昌巳	戸籍住民係長	片山麻理

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	次長	藤井隆史
主任主事	中島大輔		

6. 傍聴者

(1) 議員 三宅孝之

(2) 一般 0名

(3) 報道 1名

7. 発言の概要

委員長（多賀信祥君） それでは、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

先ほど委員長のほうからご発言ありましたけれども、先日、お亡くなりになりました原田敬久議員さんの葬儀が始まっているということでもあります。原田さんが議員になれるまで私は面識が全くなかったんですけれども、同学年ということもありまして、今日は本当、改めてこの場に原田議員さんがいらっしゃらないということが大変寂しく思っているところがあります。改めまして原田敬久議員さんのご冥福を心からお祈りを申し上げたいと思います。

そういった中、春ももう3月中旬を迎えようとしているということで、大変暖かくなってまいりました。桜の開花ももうすぐなのかなという感じがいたしております。今年の春は、長期予報で言いますと、晴天、晴れの日が多いというふうに言われております。ただし、この時期、杉、ヒノキの花粉が発生する時期で、今年は例年よりも相当多いということが言われております。特に花粉症をお持ちの方は、本当、くれぐれもお体をご自愛いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましても、随分と感染者数が落ち着いてきているようがあります。もう全数調査を岡山県はやめておりまして正確な数はないんですけれども、井原医師会のほうで独自に集計をされておられるということなんですが、その情報を聞きますと、もうこここのところもほぼ毎日一桁台というようなことを聞いているところでもあります。もうこれからは本当、ウイズコロナからアフターコロナへシフトしていく必要があるのかなということも思っているところでもあります。

そういった中、先日、新聞報道によりますと、国のほうではワクチン接種の方針を決定されたということでありまして、令和5年度は5月から8月にかけては、重症化リスクが高い方、高齢者の方を中心とした接種を開始する、これが春接種。それから今度、秋接種としまして9月から12月に全体の年齢層の方への接種をするということで、その重症化リスクのある、要は春接種を受けられた方は秋接種も受けていいんだそうです。詳しいものはまだ示されていないんですけれども、そういった方向でワクチン接種は進めていくことになろうと思っております。

本市におきましては、現在、令和5年度の当初予算のご審議をお願いをしているところですが、この情報というのは本当最近まで分からなかったもので、今上程しておりますワクチンの予算は、オミクロン株を一度も打っておられない方のための予算組みということになっております。先般新たな方針が示されたということでもあります。当面は接種状況をしっ

かり注視をしながら、不足するようであれば適切な時期にまた補正予算をお願いしたいと思っていますところでもあります。

それから、この国の決定を受けまして、今現在、約2年前から保健センター内にワクチン接種対策室という新しい組織を設けておりましたけれども、当面はこの組織も継続していかなければならないだろうというふうにも思っているところでもあります。

そういった中、本日は市民福祉委員会を開催いただきました。皆様方におかれましては何かとご多用な中、お繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております案件でございますが、条例案件が5件のほか、執行部からの報告事項が3件ございます。皆様方には慎重にご審議、調査をいただきたいと思っております。なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほどお目通しのほう、よろしく願い申し上げます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第18号 井原市国民健康保険事業財政調整基金条例について〉

委員（佐藤 豊君） 第4条の基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする、収益が生まれるという具体的な例とかというのはあるのでしょうか。どういう形で収益が生まれるのか。

市民生活部次長（藤井清志君） 基金につきましては、普通預金で運用するとか、それから定期で運用するとか、いろいろ手法はございますが、この基金から生ずる収益というのは利息収入でございます。

委員（佐藤 豊君） それと、あと第6条なんですけれども、基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、全部又は一部を処分することができるという、で2つの例が（1）、（2）であるんですけど、その辺、もう少し詳しく説明していただければと思うんですが。

市民生活部次長（藤井清志君） 基金につきましては、その処分の方法あるいはどういうものに充てていくかというふうなことを条例で定める必要がございます。この中で今回、国保事業の財政調整基金では、基金の処分を県への納付金、それから保健事業、いわゆる特定健診であるとか、それから人間ドックであるとか、そういうところに充てていくというふうにご定めております。

これらの経費につきましては、基金のなかったときにつきましては国保税を充てていたも

のです。国保税の税収不足であるとか、そういうふうなことで、ここの予算が確保できないというときにこの基金を取り崩しまして、納付金それから保健事業の経費に充てていくと、そういうことでございます。

委員（佐藤 豊君） ありがとうございます。

委員（三宅文雄君） 新たに基金条例を制定されるということなんですけれども、この背景はどういったことを考えての条例、新たに基金条例ができたということになるのでしょうか。

市民生活部次長（藤井清志君） この今回の基金条例の制定になるんですけれども、現行の今ある国保で持っている基金条例については、井原市国民健康保険給付費支払準備基金という条例がございました。これにつきましては、被保険者の方が病院にかかったときに3割相当を窓口で負担されて、残りの7割を保険から給付しますので、この保険給付費に充てるための基金でございました。現行、平成30年の国保の広域化がございまして、そのとき、その時点からこの保険給付費で、国保から支払った金額というのはほぼ全額が県から給付されるということになりまして、要は基金を持っている意味がないと言いましょか、もう保険給付で支払う金額は県が全額みてくれるよというふうな制度に改まりましたので、基金としては意味がないものになっていたもので、今回国保の広域化によりまして、県へ納付金を納める、そのためにというところちょっと語弊があるんですけども、そのために保険税を納めていただくというふうな形になりましたので、こういった形で新しい基金を制定することといたしました。

委員（三宅文雄君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第19号 井原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について〉

委員（佐藤 豊君） 本会議で20名分ということでは言われたんですけど、その20名と

というのはどういう形での数字として出てきた数字なんですか。

市民生活部次長（藤井清志君） 予算を確保する時点での計算としまして、過去3年の平均を出しまして20名というふうにさせていただいております。

委員（佐藤 豊君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第21号 井原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第22号 井原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

委員（荒木謙二君） 市内に2か所あるという説明でありました。そしてバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定なんですけど猶予期間が1年間というようなことで、この2か所のうち、バスの送迎を行っておられるところはあるんでしょうか。

子育て支援課長（片山恭一君） 現時点でバスの送迎を行われている園はございませんが、国の基準の改正にあわせてバスの送迎が生じたときに対応できるようにということで、

このたび改正を行わせていただいております。

委員（佐藤 豊君） 今、荒木委員の質問もあった、2か所ということで本会議で説明があったんですけど、場所を教えてくださいましてはできませんでしょうか。

子育て支援課長（片山恭一君） 小規模の保育事業所といたしまして、一つは出部にございますつむぎキッズ、もう一つは美星の保育園でございます。

委員（佐藤 豊君） はい、わかりました。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第23号 井原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について〉

委員（荒木謙二君） 保護者運営の児童クラブ、この委員会でアンケートを取ったときには12か所というふうなことでありました。安全計画の策定の規定では、その運営する側が計画を策定し、そして周知や定期的な見直しを実施するというふうなこと、そして、これは新たに追加というふうなことであったと思います。そして、業務継続計画の策定等については努力義務というふうなことです、同様のようないことが記載されておるわけですが、実際に保護者運営をされている方というのは、非常に運営するのが精いっぱいであって、また単年度で役員の方が代わられたりというふうな事例も多いわけなんです、市としてこの計画を策定したり、この条例を守っていただくためにどのような関与をされていくのか、その点をお尋ねをいたします。

子育て支援課長（片山恭一君） 安全計画の策定と業務継続計画の策定ということが、保護者運営の放課後児童クラブで行われていくことに対してどのように関与していくかということでございますが、計画のいわゆるひな形的なものをお示しいたしまして、児童クラブでご協議いただいて、そこに対してこちらのほうから助言なり、修正ということはありませんが、そういったことで、より現実的な計画になるように話し合いをさせていただき

ればと思っております。

委員（荒木謙二君） 当初の計画の策定はそのようなことで、助言等々していくというもの。それで、できたそれ以降、毎年見直し等々があったり、実施されているかどうかというふうなことについては、市はどのような関与はされていくのか。

子育て支援課長（片山恭一君） 計画の中で、例えば何月頃にこういった訓練をしますよとか、こういった保護者の会議をしますよとか定めていただくような内容になっておるんですけども、コロナ禍もございまして、なかなか市のほうが放課後児童クラブのほうに出向いていくことができないことが3年、4年と続いておりました。新年度からは放課後児童クラブのほうに出向きまして、運営状況とあわせて、いわゆる県や国が市に対して行う指導監査的な、そこまで、指導監査というほどの厳しいものではないとは思いますが、そういったことで、児童クラブを訪れまして、運営状況並びに計画の実施状況などを確認させていただければと思っております。

委員（三宅文雄君） 6条の3で、自動車を運行する場合の所在の確認ということで、この説明の中で、自動車を運行する場合において、利用者の乗降の際に点呼等の方法による所在の確認をしなければならないという項がありますが、これは現在どのように行われて、今後どういうふうに指導されますか。

子育て支援課長（片山恭一君） 放課後児童クラブが事業所外の活動をされる、例えば一日遠足とか、そういったものだと想定されますけれども、当然今でもお出かけ、そういうことをされた場合には点呼等を取られていると思いますが、このたび明文化されたことによりまして、その点呼をちゃんと記録に残すような形ということで、どの時点でちゃんと全員そろっていた、どの時点でもちゃんとそろっていたということが、後から見分けるような状態にさせていただければというふうに考えております。

委員（三宅文雄君） ということは、クラブを出て外で活動する場合のこの規定というのは該当するのでしょうか。

子育て支援課長（片山恭一君） すみません、事業所外活動ということでございますので、先ほど申し上げた、日常的にはないことございまして、年のうちに、コロナが5月8日以降、規制が緩くなるといいますか、そういうこともございまして、一日旅行的なものもまた復活されてくるのではないかと思います。そういったときには、今まで以上にこういう形でしていただかないといけないんですよということも、こちらからもう一度申し上げたいと思っております。

委員（三宅文雄君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（多賀信祥君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

〈令和5年度井原市国民健康保険税について〉

〈なし〉

〈パートナーシップ・ファミリーシップ制度の創設について〉

委員（佐藤 豊君） 総社市なんかは早くからされていたと思うんです。総社市のこういった制度創設の全体像、行政サービスの流れ等、総社と井原とでは違うところはあるんですか。大体共通のこういった行政の制度内容になるわけでしょうか、その辺が少し、差があるのかないのか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 今県内で9市が取り組んでおられます。もうほぼ同様のサービスを適用していくようなこととしております。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

副委員長（上野安是君） 制度をつくられてというところで理解をしますが、解消されたときの、早速解消の話をして申し訳ないんですけど、解消されたときにここの今の行政サービスは、それはどういう影響を実際に受けるというか、何をもってどう判断していくのかというをちょっと、分かるところでお聞きしたいです。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 解消されることも確かに考えられることであります。

今の時点で、まず制度設計ということで始めておりますが、そういった場合も当然に届出をいただくような方向としております。当然、相手の方が死亡される場合とかもありますし、そういった場合は当然この関係は解消、消滅してしまいますので、従来のサービスは、この制度で受けておられるサービスというのは該当にはならないと考えております。

副委員長（上野安是君） 制度としてスムーズにいろいろなことが進んでいくことを期待しています。

委員（三宅文雄君） 対象者のところで、市内に住所を有する等の要件有ということで、この要件というのはどういった具体的に要件があるんでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） まず、井原市に住所がある方です。よそから転入される方で、転出の予定を、転出証明書とかを取っておられて、井原市に転入する予定があるという状況が分かる方があります。それから、先ほども少しご説明をしたんですけども、婚姻関係、どなたかと婚姻関係があるとか、ほかの方とまたそういった関係であるとかというようなことがあれば、当然に受付はできない方です。独身の方であることが一番ですし、成人されてる方、そういったことが要件となっております。

委員（三宅文雄君） それは、成人になられるというのは、そりゃあ住民票か何か、戸籍の関係を見れば分かると思うんですけども、その要件というのが、本人の申し出で要件は満たされるということになるんでしょうか、何かほかにその要件に該当するような、こういった書類が要りますよとかというふうのものがほかにあるんでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） 必要書類ということです。住民票でありますとか婚姻関係にないということを戸籍抄本で確認したりいたします。あとまたその方が本人であるかというようなことも確認が必要なので、本人確認の書類とかを出していただいて受付をするというような状況です。

委員（三宅文雄君） ということは、本人の申し出だけで市のほうは受理するということになるんでしょうか。別に市に、例えば戸籍の関係とか住民票とか、そういうのを調べれば分かるんですけども、ほかにこのパートナーシップ・ファミリーシップ制度の性的マイノリティーに、私は該当していますよというふうなことを証明するとか、そういったものは別にないんでしょうか。

市民活動推進課長（毛利恵子君） それはございません。性的少数者であるというのは、もうご本人しか分からないことでありまして、どこも証明するものがないので、もう本人の申し出という形になります。

委員（三宅文雄君） 分かりました。

〈なし〉

〈出部地区における放課後児童クラブの整備について〉

委員（佐藤 豊君） 今の説明を聞きますと、今年度は出部の空き教室でできるけれども、令和6年、令和7年、令和9年は空き教室がない状況ということになると、そこは閉鎖するという形になるわけでしょうか。

子育て支援課長（片山恭一君） 小学校の入学者、まず入学者の話なんですけれども、大体確定するのが年を明けないと確定しない。ちょうど今出部地区の小学校入学に当たるお子さんの数が70人前後ということで、このたびの新1年生も70人ちょっと超えておりましたので3クラスと見込んでおったんですが、今年なりまして70人ということが分かりまして、4月1日までにまた多少の変動があるかもしれませんが、一応現在2クラスということでございます。

そういった状況であることと、要支援学級、こちらのほうが1クラスが8人の定員ということで、年によっては複数の人数が要支援学級に入れるということになると、今3クラスなんですけれども4クラスになることもあり得るというようなこともございます。

いずれにいたしましても、4月入学の年明けぐらいにしかそれがはっきり分からないという状況がございまして、現時点ではっきりとご報告できるのは令和5年度のみということで、令和6年度以降につきましても、そういったことを小学校と協議いたしまして、なるべくこの状況が早く分かるように、それから児童クラブの運営委員会にも、今年は何人まで受入れが可能となりそうだというようなことも協議を行いまして、なるべく場所の移転を繰り返さないようにはしたいと思っておりますが、現時点で2年先、3年の先のことがちょっと見えにくい状況にあるという現実にはございます。

委員（佐藤 豊君） 前回の議会で出部のある場所、あそこを借りるということで、その方向性で予算組みまでされていたのを、議会として補正予算の修正可決という形になったわけなんですけれども、再度振り出しに戻して、同じような空き家を今後運用、今の学校の空き教室のほう使いながら、そういった空き家を今後も絶えず探していく準備はあるということでしょうか。それはもう運営委員会にお任せするのか、行政もそこに携わって場所を探すことに努力をされるのか、その辺はどのようにお考えなんですか。

子育て支援課長（片山恭一君） 不動産の所有者の方にもいろいろいらっしゃるんで、児童クラブに貸していただける、そして面積的にも、トイレなんかの設備的にも、児童クラブの利用に十分足りるというような個人所有物の不動産があれば、当然そこは候補地、候補場

所と考えております。そういったところも、地域の方のほうが情報が詳しいこともありますし、市のほうでも地域の方に丸投げするつもりはございませんけれども、当然探していけないといけないと思います。

契約、もし借りれる、使えるということになりましたときには、児童クラブの運営委員会が借主となりますので、最終的には児童クラブの運営委員会が借主で民間の方が貸主ということになりますけれども、そういったことにつきまして、運営クラブの方々と協力して、よき個人不動産があれば、ただ先ほども申し上げましたように、新年度が始まるその年明けぐらいにしかちょっと分からないところがありまして、その不動産の持ち主の方との交渉が、そのあたりが実際面では難しいことも生じるのではないかなという危惧もしております。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

委員（三宅文雄君） 募集に関して、市のほうが関与するというふうな説明があったと思いますけれども、優先順位というのはどういうふうに考えられておりますか。例えば、小学校の空き教室を現在利用しているんだけど、それが優先するのか、それとも運営委員会の考え方が優先されるのか、その辺は、その募集に関しての優先順位っていうのはどういうふうに考えておられますか。

子育て支援課長（片山恭一君） 設置場所の優先順位ということでよろしいでしょうか。

設置場所の優先順位は、小学校の余裕教室、それから小学校の施設内という優先順位でございます。先ほどご報告の中で、幼稚園という言葉も出させていただいたんですけれども、公共施設、小学校に近い公共施設ということで幼稚園にも協議をさせていただいたという経緯もございます。そういったことで、一番はやはり小学校の中を考えてございます。

委員（三宅文雄君） それから、新年度から募集が始まるということで、もう既に準備のほうはできているという理解でよろしいのでしょうか。

子育て支援課長（片山恭一君） 新しいクラブの開所準備でございますけれども、実のところ、これから急いで3月末までにあわせて行おうということで準備を、例えば備品の商品の選択とかというようなことは行っておりますが、業者さんへの発注等はこれからでございます。

委員（三宅文雄君） よろしいです。

〈なし〉

〈所管事務調査〉

委員長（多賀信祥君） 本日の所管事務調査事項はございません。

不測の事態により、緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言を願います。

〈なし〉

委員長（多賀信祥君） 以上で所管事務調査については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

また、様々なご意見、ご提言なりをいただいたと思っております。また、今議会通じていただいております様々なご意見、ご要望につきましては、今後の市政にしっかりと反映をしていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

委員長（多賀信祥君） 執行部の皆さんには大変ご苦労さまでした。

〈執行部退席〉

〈議会への提案について〉

〈議会への提案について、回答案を正副委員長で作成し、次回の委員会で確認することに決定〉

〈市民の声を聴く会について〉

〈市民の声を聴く会について、候補日で日程調整することに決定〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長あいさつ〉

委員長（多賀信祥君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。皆様ご苦勞さまでした